



# 遺留分が無くなった!?

MUFG相続研究所 主任研究員 すみた てつや  
住田 哲也

皆さんは遺留分という言葉が聞かれたことはございますか。このコラムをご覧の方は、聞いたことがある、という方も多いことと思います。



遺留分とは、相続人(遺留分権利者)が当然取得できるものとして、日本の民法が保証している最低限の相続分です。遺言でこの遺留分を侵害してもその遺言は無効とはなりません、侵害された相続人は侵害した他の相続人などに対して、その侵害額相当の金銭の請求をすることができます。

実は、この相続人が当然取得できるはずの権利が、稀に無くなってしまいうケースがありますので、今回ご紹介します。例えば次のようなケースにおいては、子供の遺留分が無くなってしまいうことがあるのです。

## ケーススタディ



### 【前提条件】

- 日本国籍の遺言者Aは、現在の妻Bと米国ワシントン州に居住し、永住予定です。
- AはBとの間に子供はなく、前妻との間に成人した長男C(日本居住)がいます。
- Aは米国と日本に預金口座を保有していて、すべての財産を遺言によりBに相続させる予定です。

### 【ケース1】 Aが日本国籍のまま死亡した場合

相続の準拠法は被相続人Aの本国法である日本法となります。従って、仮にAが遺言により日本の財産のすべてをBに遺したとしても、**CからBに対して遺留分侵害額請求が行われる可能性があります。**

### 【ケース2】 Aが米国籍を取得後に死亡した場合

相続の準拠法は米国ワシントン州の法律となり、同州法によれば、成人の**Cに遺留分の権利は発生しません。**

このケーススタディにおけるケース1とケース2の違いは、適用される相続の準拠法の違いにより生じます。相続の準拠法とは、国際私法(法の適用に関する通則法など)によって、相続(相続分、遺留分等)に関する法律関係を規律するものとして選択・適用される法のことです。

次ページへつづく▶

**【ケース1】**では、Aは日本国籍のままですので、相続の準拠法は日本法となります。日本は、財産の種類に関らず、亡くなった方の本国法により法定相続人の範囲・法定相続割合や遺留分等を決定する「相続統一主義」（図表1を参照）の立場（法の適用に関する通則法36条「相続は、被相続人の本国法による」）をとっていますので、子供には遺留分の権利があります。そのため、もしAが日本国籍のまま死亡した場合、Cは日本の裁判所に、日本法に基づく遺留分権を侵害されたとBを訴える可能性があり、遺されたBがトラブルに巻き込まれる虞があります。



**【ケース2】**では、Aが米国籍を取得したため、日本法の立場によっても相続の準拠法は亡くなった方の本国法である米国ワシントン州法（法の適用に関する通則法36条、同38条3項）となり、成人した子供に遺留分の権利はありません。米国では国籍を問わず、一般的には財産を「動産」と「不動産」に分け、動産は被相続人の死亡時の居住地法、不動産は不動産の所在地法とする「相続分割主義」（図表1を参照）の立場をとります（州毎に若干の違いがありますので、正確には各州法をご確認ください）。本ケースにおいて、預金は「動産」であり、Aが死亡時もワシントン州に住んでいれば、預金に関する相続の準拠法はワシントン州法となります。同法では、成人した子供に遺留分の権利はありません。すなわち、米国籍を取得すれば適用法が米国の州法に統一されることになり、日米どちらの裁判所でも子どもは遺留分の請求が出来ないためトラブルは起きようがなく、遺された妻は安心です。



#### 【図表1】居住地、国籍、相続財産の種類による分類（準拠法の違い）

分類	概要	採用国
相続統一主義	相続財産の種類によって区別することなく、全相続財産について被相続人に関係の深い国の法律を準拠法とする。	
居住地主義	被相続人の居住地の法律を準拠法とする。	EU加盟諸国 (アイルランド、デンマークを除く)
本国法主義	被相続人が国籍を有する国の法律を準拠法とする。	日本、韓国など
相続分割主義	相続財産の種類によって、準拠法が変わる(分かれる)。不動産については所在地の法律、動産については被相続人の住所地の法律(英米法の国では、ドミサイル※の法律)を準拠法とする。	米国、英国など

※ドミサイルは、「人が固定的な生活の本拠を持ち、そこを離れても帰来する意思を持っている場所」（田中英夫編『英米法辞典』平成3(1991)年、東京大学出版会）とされています

なお、補足ですが、上記ケース2において、Aがもし日本に不動産を保有していた場合、図表1に照らし合わせると、米国籍のAが保有する不動産の準拠法はその不動産の所在地の日本法になりますので、CからBに対して遺留分侵害額請求が行われる可能性が出てきます。

また、上記ケース2において、もし遺言がなかった場合には、米国ワシントン州法に基づき、夫婦共有財産(Community Property)(注)ではない財産(預金)の半分をCが受け取れる可能性が出てきます。

(注)夫婦共有財産とは、婚姻期間中に夫婦が取得した財産は、たとえその財産が一方の単独名義となっていたとしても、贈与・相続で個別に取得したものなど一部の例外を除き、夫婦がそれぞれ1/2ずつ財産を所有することになるという財産制度です。ワシントン州はこの制度を採用しています。

本コラムでは主に国籍に焦点を当ててご説明しましたが、図表1や補足説明で記載の通り、国籍以外にも、被相続人の居住地、財産の種類や所在、遺言の有無などによっても、準拠法やB・Cの相続分などが異なってきますので、注意が必要となります。

グローバル化の進展の中で、今回のこの事例のように外国籍を取得される方の数が年々増加してきている(今後更に増加する)ように感じています。既に外国籍を取得された方や今後外国籍を取得予定の方にとって、本コラムが一助になりましたら幸いです。